

市民福祉委員会会議録

1. 開催年月日

平成24年12月12日 開会 9時56分 閉会 11時59分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

上野安是 西田久志 佐藤豊 井口勇

森下金三 鳥越孝太郎 藤原正己

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 宮地俊則

(2) 委員外議員 三輪順治

(3) 説明員

副市長 三宅生一 市民生活部長 国末博之

健康福祉部長 大元一高 市民生活部次長 笠行眞太郎

市民生活部参与 金高常泰 健康福祉部次長 大月仁志

健康福祉部参与 三宅道雄 病院事務部長 北村宗則

市民課長 川田純士 子育て支援課長 谷本悦久

保健センター所長 山本高史 偕楽園長 福島秀裕

健康福祉部参事 柚野裕正 甲南保育園長 三宅信子

芳井保育園長 松山睦美 保健センター参事 大元邦彦

芳井支所長 笹井洋 美星支所長 小出堅治

病院事務部庶務課長 猪原忠教 税務課長 小田義晴

市民課長補佐 橋本良啓 福祉課高齢者福祉係長 立花計志

(4) 事務局職員

事務局長 川上勝三 事務局次長 渡辺聡司

主任主事 平川貴章

6. 傍聴者

(1) 議員 坊野公治、簗戸利昭、馬越宏芳、三輪順治、森本典夫、乗藤俊紀

(2) 一般 1名

(3) 報道 2名

7. 発言の概要

委員長（上野安是君） 皆さんおはようございます。

定刻より早いようですけれども、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いします。

副市長（三宅生一君） 改めまして、皆さんにおはようございます。

真冬なみの寒さがこのところ続いておりますが、きょうは快晴ということで非常に気持ちがいいなあというふうにも感じております。2012年12月12日というリズムのいい日でもあろうかと思っております。

そうした中、本日は市民福祉委員会を開催いただきまして、皆様方にはご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。この委員会に付託されております事案であります。条例が3件ということでございます。慎重に審議をいただき、なおかつ適切なご決定を賜りたいというふうにも思っております。

なお、お手元に配付させていただいております定例会の報告事項の資料がございます。後ほどお目通しのほど、よろしくお願ひしたいというふうに思います。本日はどうぞよろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第74号 井原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第75号 井原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について〉

市民生活部長（国末博之君）　　ちょっと発言をさせていただきたいと思いますが、先ほど議長のごあいさつにもございましたけれども、北朝鮮の人工衛星と称するミサイルの情報でございますが、先ほど、10時2分に官邸の危機管理センターの方から、北朝鮮の人口衛星と称するミサイルは先ほど沖縄県上空を通過した模様です。情報が入り次第お知らせいたしますというエムネットからの情報を国からいただいております。また、詳しい情報が入りましたらご報告いたしたいと思います。

以上です。

委員（鳥越孝太郎君）　　この議案第75号のこの議案につきましては、もう大変膨大でございまして、読むのにも大変一苦労するような中身でございますけれども、今回12月議会で上程されましたが、これまでどのような審議をされたのか、またそれぞれサービス事業者等があると思いますけれども、意見聴取なんかはされたのかどうなのか、そのあたり、上程をするまでのスケジュールについてお知らせいただきたいと思います。

健康福祉部参与（三宅道雄君）　　冒頭申し上げました、本会議でも申し上げましたとおり、今回の条例制定につきましては、従前国のほうの省令で定まっておった基準を市のほうで、市町村のほうで条例制定しなければならないということに発しております。で、従うべき基準というのが大前提となっておりますので、それに従ってやっております。

で、審議の過程での状況聴取のあり方でございますけれども、これにつきましては、基本的に省令を踏襲したということでございますので、事業者さんからの聞き取りというのは行ってございません。ただし、その内容につきましては、地域密着型のサービスに係る協議会がございまして、これは外部委員の方も入っていただいておりますけれども、その協議会におきまして10月中旬にお諮りしまして、こちらの内容でよろしいというふうな形で決定をいただいております。

以上でございます。

委員（鳥越孝太郎君）　　条例を踏襲したということでございますけれども、やはり市内にはサービス事業者もいらっしゃいますし、またそれぞれ市民の意見を聞くパブリックコメントなんかもする必要があったのではないかと思います。そのあたりのご見解についても一度お伺いしたいと思います。

健康福祉部参与（三宅道雄君）　　再三の繰り返しになってございますけれども、今回の制定につきましては、その内容が従前の厚生労働省令を踏襲するような形というのが大前提となっております。そういった中でパブリックコメントの聴取につきましても、当初検討してみたことがございますけれども、内容的にほとんどしんしゃくする部分がなかろうということで行いませんでした。岡山県内でも15市の中、パブリックコメントを実施されとるのは半数以下の市というふうにお伺いいたしております。

以上でございます。

委員（鳥越孝太郎君） 特に、省令の踏襲ということで新しい意見というのは市民から出ないだろうということでパブリックコメントもしなかったということでございますけれども、やはりこういった条例を制定するためには、それぞれ意見を聞く必要性は私はあったんではないかなと思います。

そこで、ちょっとこの説明資料の5ページにあります独自のサービスでございますが、この③の地産地消の食事についてですが、地産地消の配慮を追加ということで書いてございますが、ちょっと具体的にこれがどういうふうになるのか、イメージがわかればお知らせいただきたいと思います。

健康福祉部参与（三宅道雄君） ちょっとしばらくお待ちください。

こちらにつきましては、地域密着型特別養護老人ホーム、小規模特養でございますけれども、こちらのサービス提携に係ることでございますが、これにつきましては、冒頭ご説明申し上げましたように、当該県条例、県条例にも特別養護老人ホームに関する条例がございます。これとの整合性を図るといふことと食の安全、地産地消の消費拡大の視点から可能な限り地元でとれる旬の食材を活用し、季節感のある食事の提供を行い、利用者へのサービス向上を図るとともに食事の地産地消に配慮することを努力義務とするという形で県条例のほうにうたい込みがしてございますので、これはもったもたことだということで市の条例のほうにもうたうことといたしております。

以上でございます。

委員（鳥越孝太郎君） 地産地消について努力義務ということでございまして、じゃあ何%地産地消でないといけないとかというような具体的なものというのではないというふうに理解させていただきました。いずれにいたしましても、重要なことでございますので、しっかりとその辺はこれから市として監視していただいて指導もしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員（佐藤 豊君） 開いてもらって1ページの市独自の取り組みとして、⑥の運営規程に苦情相談ということが記述があるんですが、具体的には運営に対する苦情は利用者の苦情をどのような形で受け取って解決をしていくのか、これは介護保険課のほうでその苦情を受け取って、施設でこういうことがありました、それが介護保険課に来た際に介護保険課のほうでその施設に対しての指導をするのか、どういうことでこのような表記をされてるのか、お知らせください。

健康福祉部参与（三宅道雄君） しばらくお待ちください。

こちらにつきましては、市のほうへ、介護保険課のほうにご家族の方からの苦情というこ

とよりも施設に対する苦情に対する処理の方法についてのございます。これは、平成18年3月に厚生労働省から通知されました指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準についてによるところの基準の趣旨や内容説明の中で、先ほど申された項目以外で、失礼しました、利用申込者やその家族に説明すべき事項として苦情や相談の受け付け、対応、それから身体的拘束等を行う際の手続についてあらかじめしっかりした説明をしとけというふうな形が記載してございます。そういった中でこういった規定を設けるといふものでございます。

委員（佐藤 豊君） 前、三宅さんのところにちょっとお話に行ったことがあるんですが、利用者の家族の方が説明が不十分であって食事の金額が違うんじゃないかというようなお話でお邪魔したことがあるんですけども、そういった形で利用者に対する説明が不十分であったが故の状況でいろんなトラブルが生まれるという形での相談事が、その本人同士と施設とその家族との話ではなかなかスムーズに理解が進まない場合のときに担当、介護保険課のほうでそういった相談事が持ちかけられたときに、施設のほうに介護保険課としてはどのような対応が基本的にされるのか、またそういうことはもう利用者と施設者との間の解決をしていただくことになってしまうのか、その辺のさび分けはどのように今後はこの規定の中で思われとんでしょうか。

健康福祉部参与（三宅道雄君） 当然のことながら、このサービス事業者の指定権者は市でございます。そういった観点からいたしますと、ここで条例化してこういった基準を設けなさいというふうな形になってる中できちっとした説明をしなさいというふうな基準を設けるわけでございますから、それができていないとするならば、当然市のほうとしても事業者に対する指導を行っていかねばならないものというふうにございます。

以上でございます。

委員（佐藤 豊君） はい、終わります。

委員（井口 勇君） 市内ですが、該当施設についてお知らせください。どどこ該当する施設か。

健康福祉部参与（三宅道雄君） それでは、資料のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、1ページ目でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど申しましたように第2章、第3章とも関連する市内施設はございません。

第4章の認知症対応型通所介護でございますが、市内には3事業所ございます。おおえデイサービスセンター、西部いこいの里通所介護事業所、それから特別養護老人ホームみずきデイサービスセンターの3カ所でございます。

それから、第5章の小規模多機能型居宅介護につきましては、5事業所でございます。小

規模多機能型居宅介護こよし、それから小規模多機能ホームやなせ、それからサンキ・ウエルビィ小規模多機能センター井原、それから小規模多機能ラスパみずき、小規模多機能ホームたんぼぼ、以上の5カ所でございます。

それから、次のページ、第6章の認知症対応型共同生活介護でございますが、市内に現在9カ所指定してございます。おおえグループホーム、グループホーム楽々園、グループホームいづえ楽寿、グループホームたんぼぼ、グループホーム……。

委員（西田久志君） もう一度、ゆっくりお願いします。

健康福祉部参与（三宅道雄君） はい、わかりました。

それでは、もう一度最初から申し上げます。

おおえグループホーム、グループホーム楽々園、グループホームいづえ楽寿、グループホームたんぼぼ、グループホーム井原ラーゴム、グループホームやなせ、グループホーム美星、サンキ・ウエルビィグループホーム井原、グループホームラスパみずきの9事業所でございます。

第7章については該当施設はございません。

第8章の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のユニット型以外でございますが、こちらのほうは、井原市特別養護老人ホーム星の郷でございます。

市内にございます事業所は以上でございます。

委員長（上野安是君） 傍聴されている三輪議員からただいま発言の申し出がありました。

発言を許可することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員長（上野安是君） ご異議なしと認め、発言を許可します。

それでは、三輪議員、発言席で発言を許可します。

委員外議員（三輪順治君） ありがとうございます。

2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず、今お配りになりました非常にわかりやすい資料にまとめていただきまして、大変見やすくなりましてありがとうございます。

5ページなんですけど、サービス別、市独自基準の関係の一覧表がありますが、先ほどご説明ありましたが、特に①、⑥、⑨については新たに追加したと、こういうふうになってます。さきの本会議でご案内ありましたように、今回の条例制定に当たっては、国において3つのパターンを基準として考えていらっしゃるということで、従うべき基準、それから標

準、それから参酌すべき基準と、こうなってます。この3つの1、6、9は、要するにその国の従うべき基準、もっとはっきり言えば、国の基準を緩くしたんか、きつくしたんか、そのままなんかというのをちょっと、まず1点目、教えていただきたいと思います。

健康福祉部参与（三宅道雄君） まず、①でございます。居室に関する事柄でございます。設備に関する事柄でございます。浴室、洗面設備、便所の仕様について追加したものでございますが、こちらにつきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、入所関係の施設に係るものでございますけれども、第8章の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特養、こちらのほうには、あらかじめ浴室とか便所、洗面所について具体的な記載がございました。そのほかの入居系のサービスにつきましては、そういった洗面設備等に対する具体的な記載がございませんでしたので、同じような利用形態でありますので、同じような利用形態であるならばそういった規程を設けておいたほうが利用者の利便の向上につながるだろうということで設けたものでございます。したがって、国の基準には具体的には記載されていないけれども、それを明確にしたというものでございます。

それから、6番目の施設の運営規程に苦情の相談ですとか身体拘束手続に関する、あるいは個人情報等の保護について独自で追加したということでございますが、これにつきましては、先ほど若干佐藤委員のご質問にもお答えしましたとおり、国のほうからそのような通知が出ております。省令にはございませんけれども通知があるということで、その通知に従って対応したものでございます。

それから、9番目につきましては、これも介護老人福祉施設、小規模特養でございます。こちらは入居系の施設でございますけれども、それ以外にも食事や入浴のサービスを提供する事業サービスがございます。そちらにつきましても、小規模特養等と同じように、同じような程度のサービス提供の内容にするために感染症、食中毒につきまして設けさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

委員外議員（三輪順治君） となると、まず1番、例えば浴室等の設備の関係ですが、ここに仕様の追加と、こう書いてあるんです。仕様というのは、社会通念で考えれば、大きさであるとか、いわゆる面積とか構造的なものを含めて標準仕様というのがあるんですが、それまでそういうものは、仮に規定がなくても施設をおつくりになる方は当然必要な施設ですからおつくりになってると思いますが、その仕様が今回具体的に追加されたことによって、本会議でも質問しましたように、既存の業者さんのこれに関連する設備に変更点は生じないかということをもう一度確認します。つまりもともとそういう細かい規定がなかったという理解を今したんですが、それをもし加えたならば、その仕様は最上レベルに合わせるんか、標準レベルに合わせるんか、最低レベルに合わせるんかによっていわゆる面積等も変わ

ってくると思います、それをどこに設けたんかということ、それからあともう一点、6番、9番につきましては、当然人とのかかわりが出ます。運営職員とのかかわりが出ます。特に、感染症とか食中毒予防等については、これは保健所の管轄でございます、その指針の整備ということになると、井原市がこの条例を規定して新たに基準を設けるとしても、県とのかかわりといいますか、内容的には専門家等、あるいは知見が井原市でなくて保健所のほうにたまってるといふふうに一般的には理解できます。そこらあたりの調整等については、どういふふうにお考えでございますでしょうか。

健康福祉部参与（三宅道雄君） まず、第1点目のご質問につきましては、市内の現在ありますそれぞれのサービス事業者の施設、これらにつきましては、適正に今は対応できておるといふふうに認識はしておりますので、新たな改造等の費用負担は発生してこないものといふふうに認識いたしております。

それから、人とのかかわり、6番、9番の関係でございますが、こちらにつきましても、まずこれにつきましては……。

9番でございますけれども、こちらにつきまして、指針の整備並びに職員の研修の実施を努力義務として規定するというところでございまして、現時点での保健所等との調整は行ってございません。

それから、ちょっと⑥につきましてもう一度ご説明、ご質問の趣旨を確認……。

委員外議員（三輪順治君） 6はいいです、もう。

健康福祉部参与（三宅道雄君） よろしいですか。

委員外議員（三輪順治君） はい。

ちょっと釈然としないんですが、要は、これ、将来的に井原市が例えば人員や設備や運営に関して監査するようになるわけでしょう。そのときに監査をするということになると、もし処遇であれどという面であれ、施設ごとに意見があれば、当然その監査した方がこの条例に適したように運用してもらわなきゃいけないがためにご意見を口頭なり文書なりで発せられると思うんです。その場合に、例えば1番ですと、今は多分いいだろうと、こういうふうなご発言があったんだけど、普通は仕様以下であれば、要するに基準がないと、これはよからう悪からうというんが言いにくいと思うんです。それから、例えば9番でも、今答えがちょっとよくわかりませんでした、食中毒、感染症というのは、もう人の生命にもかかわってくる重要な事柄ですから、専門的な知識及び予防であるとか、少しそこにかかわってらっしゃる方々のレベル、そういった意見も加え、また病院といいますか関係の医師であるとか、あるいは医療関係者の支援もいただかないとなかなか難しいと思うんです。ですから、そういう意味で考えれば、もし監査をされる立場になったときにそういう基本的なものがなければ、条例だけ先行しても実質運営が、市民の方が安心してそこで暮らせたり、あるいはサー

ビスを利用させたりすることができない、それを担保するのは井原市が宣言してあげることによって、ここの施設は大丈夫だと、例えば旅館だったらマル適マーク、昔ありましたけど、要するに完璧に大丈夫じゃということをお墨付けしてあげたほうが利用するほうもやさしいわけです。それで、そういう意味では、そこらあたりの仕様の基準であるとか、1番の基準であるとか、運営に関する苦情相談でもさまざまあると思います。先ほど佐藤委員もおっしゃったように、まさに苦情のはけ口が現場へ来たり、市役所に来たり、議員のほうへ来たり、民生委員に来たり、いろいろあるわけですから、ここらあたりの、これはマニュアルはできませんが、そういういろんなネットワークの中での相談対応もしなきゃいけないでしょうし、それからそれが適切に処理されたかどうか、例えば監査という視点から見にゃあいけんときには、そういう全体的な判断も必要でしょう。それから、9番に至っては、まさに食中毒予防等について整備指針があるならば、その指針に適合してるかどうかを判定せにゃあいけない。そういう意味で、今後監査する際を中心に考えますと、ここらあたりが少し明確にデジタル的に数字にあらわしとかなないといけないものもあるのではないかと思うんですが、ご所見いかがでございましょうか。

健康福祉部参与（三宅道雄君） おっしゃる点につきましては、まず現時点ではそこまで明確な形で規定する予定はございません。例えば、浴室につきましても、今の新しく設ける条例につきましても、要介護者が入浴するのに適したものとすることというふうな表現にとどめるとか、宿泊施設のある階ごとに洗面施設を設けなければならないとか、比較的常識的なことをあえて記載しておると、そのことが本来の省令にはなかったんであえて入れさせていただいておるといふふうなところでございます。

それから、衛生管理の面につきましても、国の省令による基準ですと、指定介護事業者は、当該指定介護事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないというふうな形で従前規定がございました。これに加えて、その努めなければならない努力規定に加えて、そのために明確にするために防止のための指針を整備しなさいとか、研修を定期的実施しなさいとかというふうな表現でより動きのパターンを明確に示してあげたというものでございます。

以上でございます。

委員外議員（三輪順治君） 私は、決してこれはいい方向に行ってるわけで、むしろこれを補強する意味で私ちょっと質問させていただいておりますことをまず先に申し上げておきやあよかったんですが、例えば浴室ですと滑りどめであるとか、手すりであるとか、当たり前のことだと思われるんですが、滑りどめでも、転倒によって骨折、そして寝たきりということも、パターンが屋内、普通の宅内でもあるわけですね。特に、介護施設であれば、とりわけそういったものもありますから、当然標準仕様であるとは思いますが、ほんじゃあ滑

りどめでもいろんな機能があると思います。メーカーとか、あるいは値段によって相当差があると思います。ですから、私はある程度技術的な要素もありますけども、最低限は定めて滑らないようにするとか、手すりも必要な、ここには必ずこういうところはつけてほしいとかというものを仕様という意味で私は捉えたもんですから、それは特段どうのこうのおっしゃるから、私はそれだったら入所者の方が安心して、あるいは介護者や家族の方が安心してということにはなかなかいかないんで、市のほうでどんとそういうものをきちっとつけていただければありがたいなと思っておりますので、今のところそういう具体的な内容はないようでございますが、井原市の条例としてこれを運用していくということの先々を考えれば、今すぐにでなくてもいいんですけれども、やはり他都市や岡山県や、あるいはいろんな動きを加味して、ぜひ具体的な規定としてこの条例の下に、下と言っちゃあいけません、規則とか運用基準とか指針の中にそういうものを関連して盛り込んでいただきたいと、この点を要望して1つの質問を終わります。

もう一点。

委員（佐藤 豊君） 三輪さん、わかるんですけど、もうちょっと短く、要点を絞って質問していただければと思うんですが。

先ほど、課長のほうから説明で、基準は、基準にのっとってもう施設としては、今は、現状としてはいいというふうに理解されとるわけですから、施設も基準に沿わないような施設は最初からしてないわけですから、その指導にのっとってされとるわけですから、それに改めてまた規格がこうだ、滑りどめがこうだという質問はちょっと幅が広くなるとんじゃないかと思うんで、その辺がきちっとできてますかというぐらいで僕は理解できるんじゃないかと思うんですが、その辺はどのように思われとんですかね。

委員長（上野安是君） 委員長もそのように思いますので、今佐藤委員に従っていただきたいと思います。

委員外議員（三輪順治君） はい、わかりました。

質問の内容については改めますが、ただ私は市民の立場で物を言いますから、わからんところを正すのが私の仕事だと思ってますからあえて言っておきます。

次に、条例案の33ページ、ちょっとお開きをいただきたいと思います。

ここでは、現在市内には指定事業所はございませんが、夜間の対応型訪問介護に関するくだりが出ております。特に、その46条、47条において、この夜間の訪問介護、これからひょっと出てくるかわかりませんが、まだこれは憂いてはいけません、オペレーションセンターとか、それからこの従事者とかいろいろ技術的なことを書いてあるんですが、これ、要するにただし書きがこの後あるんですが、読みかえれば、全てただし書きで現行のままでもできるようにも読めるんです。ですから、例えば今ある事業所が夜間をするために必要な人

材とか設備とかいろんなサービスを調整する機能の人であるとかというのは、全て兼務できるというようにも読めるんですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

健康福祉部参与（三宅道雄君） はい、そのとおりで結構でございます。はい。

委員外議員（三輪順治君） いずれにしても、本会議でも言いましたように、こういう専門的な、技術的な問題について私たち議員はプロではありませんから、非常にわかりにくいので、きょうあえてこういう資料をつくっていただきました。これは、本当に感謝いたします。

それで、私が言いたいのは、今2点しか質問してませんが、先ほど佐藤委員からもちよつとご指摘があったんですが、要は介護者、家族の方が安心して預けられるような形で運用してほしいと、そういう思い一心で質問をさせていただきましたことを申し添えて私の質問を終わります。ありがとうございました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第76号 井原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について〉

委員（佐藤 豊君） 資料の7ページのところの⑧、右側のほうの⑧の非常災害対策について、災害態様別の具体的な対策と訓練実施、関係団体との協力体制の整備を追加ということですが、関係団体というのはどのような団体になるのでしょうか、具体的に説明をお願いしたいと思います。

健康福祉部参与（三宅道雄君） しばらくお待ちください。

こちらについても、県条例に準じて実効性の高い非常災害対策になるように計画段階で災害の対応ごとに具体的な対策を立てて必要な訓練を行うことを義務づけるものでございますが、消防団、近隣住民、医療機関、そのほか当然行政機関も入ってまいりますけれども、その他の介護保険施設等との日常的な連携ということでそういった位置づけとしております。

以上でございます。

委員（佐藤 豊君） はい、わかりました。終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（上野安是君） 以上で議案等の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

〈執行部からの報告事項について〉

市民課長（川田純士君） 井原市国民健康保険事業特別会計の保険事業勘定の状況についてご説明をさせていただきます。あらかじめ提出しておりますA3判1枚紙の資料をごらんいただきたいと思います。

1番目の平成24年度決算見込みでございます。

歳入の部、48億8,881万円でございます。保険税につきましては、平成23年度に対し、被保険者数は93人の減少、1人当たり所得は対前年度比101.9%の増加、収納率は現年度分93.07%、滞納繰越分12.87%と同率と見込んでおります。その結果、前年度実績に対し約660万円の減となる見込みでございます。

国県支出金についてでございますが、一般被保険者の医療費の増加による収入増となる見込みでございます。前年度実績に対し、約1億7,930万円の増でございます。

前期高齢者交付金でございますが、前期高齢者交付金の過年度精算分の減少による収入減でございます。これにつきましては、過年度精算分が平成23年度につきましては約1億4,240万円の追加交付でございましたけれども、平成24年度につきましては約4,420万円の返還ということになっております。したがって、前年度実績に対し、約1億

690万円の減となる見込みでございます。

歳出の部でございますが、48億6,377万2,000円と見込んでおります。

保険給付費についてであります。1人当たり医療費の増加による支出増を見込んでおります。1人当たりの費用額見込み額伸び率につきましては、一般被保険者分が104.7%、退職被保険者分が105.7%、全体では104.8%と見込んでおります。したがって、前年度実績に対し、約1億6,160万円の増となる見込みでございます。

収支でございます。歳入歳出の差し引き収支は約2,500万円の黒字となる見込みでございますけれども、前年度の繰越金を除きますと、単年度実質収支では約1億780万円の赤字となる見込みでございます。

続きまして、2番目の平成25年度の推計でございますが、歳入は48億1,826万6,000円を見込んでおります。

保険税につきましては、現時点では、所得の動向、収納率等が十分把握できないため、平成24年度の税収見込みと同額としております。

前期高齢者交付金につきましては、平成24年度の係数等により見込んでおります。

歳出のほうでございますが、48億5,548万9,000円を見込んでおまして、保険給付費につきましては、医療費は過去3年間の1人当たり費用額の平均伸び率により算定をいたしております。一般被保険者分が103.8%、退職被保険者分が100%、全体では103.3%と見込んでおります。

後期高齢者支援金、前期高齢者納付金は、平成24年度の係数等により見込んでおります。したがって、歳入歳出の収支のほうでございますけれども、約3,720万円の赤字となる見通しでございます。前年度の繰越金を除きますと、単年度実質収支では約6,230万円の赤字と見込んでおります。

以上、説明を申し上げましたけれども、収支見通しは、現時点での本年度上半期の実績をもとに推計したものでありまして不確定な要素が多く、今後の医療費の動向によっては大きく変動する可能性を含んでおります。

右側の収支見通しの表をごらんいただきたいと思います。

平成23年度の決算の段のずっと下側から2番目でございますが、歳入引く歳出、①のところでございます。1億3,280万4,000円を24年度へ繰り越しております。この繰越額が平成24年度の決算見込みの欄の歳入の部の80款繰越金のところに1億3,280万4,000円を計上いたしております。これによりまして、24年度決算見込みの下から2行目でございますけれども、2,503万8,000円の黒字、しかしながら単年度収支では繰越金を除きますと1億776万6,000円の赤字となる見込みでございます。

さらに、この24年度の決算見込みの2,503万8,000円を繰り越しまして、25

年度の歳入の80款繰越金2,503万8,000円を計上いたしております、25年度の推計の下から2行目でございますけれども、歳入歳出の差し引きは3,722万3,000円の赤字、繰越金を除きますと6,226万1,000円の赤字になる見込みということでございます。

以上、上半期での実績をもとに国保の財政状況についてご報告をさせていただきました。

市民生活部長（国末博之君） 先ほどのミサイルの発射の情報の追加、続報でございますが、発射時刻が9時49分ということで、10時1分ごろに沖縄の上空を通過したということで、その後10時5分ごろ、フィリピンの東約300キロの太平洋上に落下したものと推定されるという情報が入っております。

以上です。

〈なし〉

〈協働のまちづくりについて〉

委員長（上野安是君） それでは次に、協働のまちづくりについてを議題といたします。

委員の方から発言をお願いいたします。

委員（森下金三君） 協働のまちづくりということで、各地区がそれぞれ活動されると思います。

それで、お願いをしておりました執行部への質問事項ということで、これは委員長、1、2、3番と私はお願いしとったんで、もう一括して質問すればいいんですか、一個一個分けて……。

どちらがいいですかね。

委員長（上野安是君） もうまとめて言っただいて構わないと思います。

委員（森下金三君） 一括して……。

委員長（上野安是君） 一括して、よろしく申し上げます。

委員（森下金三君） 各地区、13地区が今まで取り組んでおられることについて、ここに各地区の名称と、そしてまたどなたが代表者をされとるとか、組織図というか、活動、これは構成団体として書かれておるわけですが、その活動内容について13地区についてお知らせくださいということでございます。

そこで、この中の、表をいただいとる中の説明を見ますと、ちょっと私よくわからんですが、一番下に米印をして、構成団体中太字は全ての地区に共通して含まれる団体と、こう書いてあるんですが、どれが細字で太字かがちょっとようわからん。全て太字のように僕

は、ちょっと目が悪いのかどうか、そこら辺をまずどういうふうな見方をすりゃあいいのかなあと思うて。

委員長（上野安是君） それでは、ちょっと資料の見方について。

委員（森下金三君） ええ、そうです。構成団体中、太字は全ての地区に共通して含まれる団体と。太字というのは、どれを指すのかなと。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） ちょっと太字という表記の中でわかりづらいというご指摘でございます。

例えば、井原地区で公民館、それから婦人会、自治連合会、それから消防団、それからPTA、老人クラブ、地区社協ですね、それから学識経験者、少年団、小学校等までが、これがいわゆる太字の部分でございます。

あ、ごめんなさい。学識経験者までが太字の部分でございまして、その部分が、ちょんちょんと後ろへ書いておりますけども、どの地区もこういった団体が含まれておりますという表記に一応しております。わかりづらくてちょっと申しわけございませんが。

委員長（上野安是君） 井原地区の構成団体に記載されている公民館から学識経験者までが黒の太字だということよろしいでしょうか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） そういうことです、はい。

委員（森下金三君） それで、代表者になられとる、これは協働のまちづくりというのは継続性が必要だろと思うんですが、大体この代表者になられとる人たちというのは、自治連合会長とか、公民館長とか、その他以外の人で、これ、こういうことに取り組んでおられるというような人が専門的に勉強されとる人が代表者になっておられるという、この構成でこの代表者というのは、大体どんな人がなられとるんですかね。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 代表につきましては、それぞれ地区の協議会の中で互選をされてお決めになられております。自治会長さんがそのままというのが、連合自治会長がそのままというのがそこにあります……。

現の自治会長さんでありますとか、それからもとの自治連合会長さんでありますとか、もと市議会議員の方もいらっしゃいます。そういった方々を互選をされております。

以上です。

委員（森下金三君） はい、わかりました。

それで、一番端の部会組織と、中にも、項目の中、ずっと必要に応じて設置、今後検討といろいろ部会をやられとるんですが、今までこの団体を立ち上げられて、今までの活動を今やとられる団体があるかと、そしてその活動内容はどういうふうな今現在に活動されとるかというのがあれば、教えてください。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 活動の内容でございますが、それぞれ地域の特色を生

かした活動をということで、いろいろアンケート調査や、それから先進地の視察や、それからさまざまな調査活動を通してこれからこういった活動をこのまちづくり協議会として取り組んでいくかというあたりを今皆さん方で検討を、いろいろ議論をし、準備を今されているさなかでございます。

以上です。

委員（森下金三君） ということは、現時点で具体的に活動を、今こういう活動をしようというのは、また現在には至ってないというふうに思えばいいんですか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） そのとおりでございます。

委員（森下金三君） それでは、2番目のパートナーシップ推進員の報償費ということなんですが、そのことの支払いについて、実はこの間9月議会ですか、ある議員が指摘されとったんですが、私は法律的なことはわからないので、ここで確認をしたいと思うんです。基本的には私はパートナーシップに月額5,000円ですか、支払うということについては私は反対するもんじゃございません。私は、やはりそれはいろんな手伝いをした代償として、車で行くわけですからガソリンとかそういう時間的なことも使うわけで、それは手当を支払うということに対しては何ら反対するものではございません。それは出すべきだろうと思います。しかしながら、ある議員のほうから指摘があったように、この議事録の中を見させてもらおうと、地方公務員法第24条の第4項により、給与と重複してこれらを受け取るということは公務員の給与の性格上、その支給の本質から見て適当でないと考えられるというようなことを言われておるわけです。それで、そういう指摘があったということでございます。これについての、何か答弁なんか聞いてもちょっと私も理解できなかったんですが、これが全く支払いすることに対してこの法律上違反がないかあるのかということで、なければそれはないんで、この地方公務員法の条項を読んでも、私の、簡単に書いてあるんですがなかなか理解できないので、要はこの法律に違反しとるかしてないか、もしそれが違反しとるということであれば、別の方法で、法律上問題ない方法で支給をしてあげるべきではないかと思うんですが、その点について聞きたいわけです。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） ただいまのご質問でございますが、パートナーシップ推進員に支払うものがいわゆる報酬かどうかというところでございますが、この件につきましては、9月の予算決算委員会でもご説明を申し上げましたとおり、これは報償でございますが労働の対価として給付されるものではないということのご説明をさせていただきました。公務以外のボランティアということで休日や夜間で主に活動することや、それからさまざまな準備とか、事前調整とか多様な業務がございますので、そういったものへのあくまでも謝礼、謝金ということで支出をするということで、これは報酬には該当をせず、先ほど言いました地方公務員法上もこれは適切なものであるということで確認をしております。

以上でございます。

委員（森下金三君） ということは、報酬であって、出しとるのは報償費ということで支給されとるということで、これは法律上全く問題ないということでございますか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） はい。

委員（森下金三君） 私は、それが法律的なことが解釈ができんから、議員のほうから指摘があったのでそれを確認するためにお尋ねしたわけでございます。

それと第3点目ですが、ここへおられる委員の方々に、このまちづくりに議員がどういふふうにかかわっておられるのかというふうなことがあれば、お聞きしたいなと思うんです。かかわっておられなければ、それで結構なんですけどが。

議員で、もしこの中でこういう中にかかわっておられる人がおられれば、どういふかかわり方を議員はしとるのかというようなこと。例えば、私らの場合は、芳井の場合でしたら、顧問という形だけで直接的にはほとんどかかわってないから状況がわからんわけですけどが。

委員（佐藤 豊君） 私もオブザーバー的には参加はできるんでしょうけども、現在のところではその会合には出席してないという現状でございます。

委員（鳥越孝太郎君） きょう表をもらったんですけども、出部地区であります、きのう実は設立をいたしました。ここでは2月11日になってますけど、これ12月11日の間違いだろうと思います。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 失礼しました。

委員（鳥越孝太郎君） きょう私も初めて出席させてもらったんですけども、一応肩書は顧問ということでの肩書で、どこまで我々が関与するかっていうのはまだ何も決まってない状況です。

委員（西田久志君） 青野地区では、委員として私はかかわっております。

委員（井口 勇君） 美星は、まだ調整中なんで、最初の1回は出席させていただきましたけど、まだ全然かかわりとしてはしておりません。

委員（藤原正己君） 野上地区におきましては、この中にも13地区ということでありますように、地域で特色あるまちづくりということのテーマの上で議会の相談を受けております。

委員（森下金三君） 私は。

簡単ですが、私は以上でよろしいです。

あと、成果については佐藤委員。

委員（鳥越孝太郎君） この井原市パートナーシップ・プロジェクト事業の事業方針の中に、きのうちょっと資料を見させてもらったんですけども、来年度から財政支援を実施す

るというふうに明記してございます。また、制度の詳細については、地域の取り組みを勘案しながら検討ということではありますが、大体どのぐらいまでの財政支援を考えられているのか、お知らせいただきたいと思います。

副市長（三宅生一君） 現在、予算の編成段階にありまして、この辺も担当課を含めてヒアリングをしております財政当局との話を含め考えていきたいというふうに思っております。

委員（鳥越孝太郎君） 実際に予算編成の段階ですからなかなか言いづらいとは思いますが、アバウトです、大体、他の地区の今助け合いのまちづくりの計画書を見ましたら、大体最高90万円ぐらいまでになってますけれども、これが例えば500万円でも1,000万円でも、逆に言うたら事業によっては出せるのかどうなのか、そのあたり大体検討だけでもいいんですけれども、お知らせいただきたいと思います。

副市長（三宅生一君） それも含めてであります、基本的には、ハード事業は市のほうで、それからソフトについて皆さんの総意でもってつくられたまちづくり計画、これを見てということになりますので、おのずと上限の設定は必要だというふうに思っておりますが、その上限額についても今後検討して、予算編成の段階においてやっていきたいというふうに思ってます。

委員（鳥越孝太郎君） まだ言えないようでございますので、予算編成を見てから、じゃあまた質問させてもらいます。

副市長（三宅生一君） 言えないというよりは、編成の段階にあるということでご理解ください。

委員（佐藤 豊君） 今、副市長の答弁がございました。まちづくりの推進協議会をつくらしたり、協働のまちづくりの中で市民の皆さん、その地域地域で課題ができ、こうした要望がまとまってということや即予算化というのは難しいと思うんです。まとまったからすぐ予算化してくれということは、なかなか難しいと思うんですけど、一応としては次年度にそういった、1年間でそういった方向性で意見がまとまって、そのことがパートナーの市の職員の人から行政のほうへ持ち上がっていただく、その持ち上がっていただいたことをテーブルの上へ乗せて、そこで予算編成という形になると思うんですが、そういう段取りで考えとってよろしいんでしょうか。

副市長（三宅生一君） 今お話のあったとおりということではよろしいかと思っておりますが、パートナーシップ推進員ですか、これが市のほうへ持ち上がってというよりはでき上がった皆様方でのつくられた総意のまちづくり事業計画、これに基づいてというふうでいいかと思えます。

委員長（上野安是君） 傍聴をされている三輪議員からただいま発言の申し出がありました。

た。

発言を許可することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員長（上野安是君） それでは、三輪議員、発言席で発言を許可します。

委員外議員（三輪順治君） ありがとうございます。

ただいまのパートナーシップに関連いたしまして何点か質問いたします。

まず、先般パートナーシップ推進員派遣事業実施要領というのをお配りをいただきました。全議員が持っていらっしゃる。その中に勤務であるとか、職務であるとか、交通手段であるとか、報酬であるとか、もろもろの規定が入ってます。私も先般の決算認定に当たって条件をつけて賛成討論をしたものでありますが、その後いろいろな角度から考えても、ざっくり言えばみそくそのような要綱で非常によくわかりにくいので、ちょっと一点一点明らかにしていただきたいと思います。

一点一点質問させてもらっていいですか。

委員長（上野安是君） はい、どうぞ。

委員外議員（三輪順治君） まず、井原市パートナーシップ推進員の事業はボランティアの仕事であって公務ではないと、職務ではないと、こういうふうにおっしゃってるんですが、それはどうしてですか、ちょっと根拠を教えてください。公務との差でもええですよ。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） パートナーシップ推進員については、先ほども申しましたとおり、地方公務員法の適用を受けるものではないということをご説明をさせていただきました。予算決算委員会でもご説明をさせていただいたとおりでございます。これまで何ら変更するものではございません。まさに労働の対価ではないということでございまして、ボランティア活動でございますので、それに対する謝礼、お礼の意味での報酬を支出するというところでございます。

委員外議員（三輪順治君） しかれば、何点か聞きます。ボランティアであるならば、まず定義は自発的ですよ、無報酬ですよ。であるならば、この要綱の中に職務とか、任期とか、配置とか、勤務とか、なぜこれをお書きになる必要があるんです。ボランティアなら自由に行ってもらやあええでしょう。そこの見解をお尋ねいたします。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） パートナーシップ推進員の派遣要領につきまして、9月のいわゆる予算の説明の中でお配りをさせていただきました。で、その後いろいろ疑義が、わかりにくいというふうなこともございまして、この要領の改正を10月1日付で実は行っております。

ちょっと中身をポイントだけご説明させていただきますと……。

第2条の推進員は市長が任命するとございましたが、市長が委嘱するというふうに変えております。

それから、5条、勤務の5条でございますが、勤務という、パートナーシップ推進員の勤務の申請というくだりがあるわけですが、これを推進員の活動というふうに表記を変えております。

それから、その中で、その後段で協働推進課へ提出して承認を得るというふうにしておりますが、提出するものとするということにいたしております。

それから、交通手段の関係でございますが、これは原則として従来公用車をとということで記述をしておりましたけども、会議等の出席は基本的には自家用車を使用することへ変更し、あらかじめこの自家用車を使用する旨の届け出を協働推進課のほうへ提出をするという取り決めに変更いたしております。

以下、様式等につきましては、それぞれの関連の条文との整合性を図るために一部修正をしております。

以上でございます。

委員外議員（三輪順治君） 今ちょっと口頭で言われたんですが、いずれもちょっと内容をこれから私質問することに関連するんで、委員長、ひとつこの委員会にどうせ裏表で1枚でしょうから提出していただけないでしょうか。よろしくお願いします。

それをもとにしたいんです、新しいのをもとに、古いのでやってもしやあない。

委員長（上野安是君） 資料提出の要請がありましたけれども、委員の方、どういたしましょうか。

〈異議なし〉

委員長（上野安是君） 執行部、すぐ出ますでしょうか。

市民生活部次長（笠行真太郎君） すぐに準備をさせていただきます。

委員外議員（三輪順治君） その間にちょっと。

関係ないところで質問させていただきたい。

そもそもボランティアということで整理を大分されとるようでございます。しからばお聞きするんですが、井原市の職員の方には、地区の出身の方で各まちづくり協議会にご参加なさってる方もいらっしゃるはずでございます。その方もボランティアです。今回市長が委嘱ですか、委嘱された方もボランティアという位置づけです。一方ではお金が出なくて一方ではお金が出るよということについて、社会が、世間がこれを一般的に認めるというような理

解でよろしいのでしょうか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） ご指摘のように、それぞれの立場で地域活動や、それからこういった取り組みへ職員もそれぞれの地区の住民という立場でかかわりを持つてるとはもう事実でございます。それとパートナーシップ推進員との整合性といいますか、かかわることについてのお尋ねであろうと思いますが、これまでご説明しておりますとおり、パートナーシップ推進員というのは、このプロジェクト事業という6つの柱を推進するために行政と、それから地域のパイプ役という重要な役割を担っている。

それから、情報の収集や提供、それから地域づくりにおける企画立案の助言とか、それから行政内部との調整とか、それから夜間や休日等への会議の出席とか、それから各課との連絡調整等々、多様な業務をお願いを实はしとるわけでございます。そういったことでの整理の中で、このパートナーシップ推進員と、それから地域のいわゆる住民としての市の職員との整理をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

委員外議員（三輪順治君） 私が聞いたのは、例えば同じ1つのまちづくり協議会に推進員と、それからボランティアで参加した職員が仮におった場合にAさんは推進員であれば報償の対象であつて、Bさんは自主的に参加されてメンバーとして具体的なかかわりでまちづくり計画等にかかわる。この差を世論といいますか、参加されとる方にどうやって説明するんですかと。1人はもらつて1人はもらえてない。それは、さっきおっしゃつたように、任務がありますよとおっしゃつたけど、任務があるんなら公務じゃないんですか。どうもそこんところがうまく腑に落ちないんですよ。もう一回答弁お願いします。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 公務と、それからボランティアの一番最初の話へ戻つてしまうわけですがけれども、先ほど説明を申しあげたとおりでございまして、このさまざまな役割を推進員は担つているということ踏まえてのそういった推進員の役割というのが片方ありますし、それから一般のいわゆるメンバーというふうな表現をされましたけれども、これについてはそういった報告や調整の責務といいますか役割はございません。そういったものを、役割を明確にするためにプロジェクト事業の要領も定めて役割をきちつと明確にしております。

委員外議員（三輪順治君） 一般論で言うと、まちづくりにかかわつていただけてる会長さんとか、あるいは役員の方というのは皆ボランティアで、しかも土日、夜間とか、非常にお仕事が終わつた後とかお疲れのところを集まつていただいて大変本当に町のためにお働きをしていただくとるわけですよ。そういう意味では、市の方が入つていただいて、それはいろいろ羅針盤としての役割や、あるいはいろんな情報提供とか、それはおやりになるのは結構だと思ひます。

でも、私が問題にしたいのは、その役割というのは、あくまでも職務、例えば職務である

とすれば当然のことなのですが、職務外であっても市が、市の職員がそこにいらっしやる限りはそういう活動がおのずと想定されます。だから、そこにお金があるなしに、ちょっとそれにこだわっちゃいけません、そこでそういう委嘱された委嘱されてないということで結果的に年間6万円ではあるんですがその給与に差が生じるということが非常に不自然なんです。むしろ、これはちょっと。それは、考え方は変わりございませんか。それはもう絶対この人、Aさんは委嘱されとるから、そういう立場だから、Aさんは指導、助言等のパートナーシップ推進員の仕事ということで、きのう私ももらいました。ここにパートナーシッププロジェクト、ここへこういうのもらったと思いますが、この中に書いてあるわけです。いろいろ書いてある。役割があります。だから、これをするために謝礼を払うんじゃない。へえじゃあ、Bさんは、一般にボランティアとして参加されとるから、それでどんどんどん話をするだけということになると、やはり僕は仕事の性格が非常に強いと思うんです。余り時間とってもいけません、要はもし公務でなくボランティアであったら私はこの支給はおかしいと思う。公務にしてさしあげて、土日、夜間、時間外とか、あるいは振りかえとか、いろいろな手法はあると思いますよ。給料調整とかあると思います。そうやって仕事としてやってあげれば、もう職員押しなべて平等にいかなるときでもみずから行く、あるいはその相手先によって要請を受けて行く。これは、仕事として行けば当然仕事の対価として給与あるいは例えば時間外手当です、そういったものが出せる。振りかえも対応できる。それが今の状態ではどうも納得しません。これはもう世間の方まだ知らんから、余り、このことについて。余り声が出ませんが。もし知れたら少し私はおかしいというように思われることがあると思います。再度その大きな変換をおやりになる気があるかどうか、お尋ねをいたします。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 推進員の位置づけのことにつきましては、いろいろ検討もし、このような形でスタートしております。以前にも例に出されましたけども、笠岡市の事例もございしますが、費用を全て時間外で費用弁償して費用を払ってやるというふうなことは、本市ではこれまでも、公民館の経理指導員のご説明をしましたけども、そういった形で地域のために職員が率先垂範して頑張ってくれておりますので、今後ともそういう形をお願いをできればというふうに思っております。

以上です。

委員外議員（三輪順治君） わかりました。そういうお考えならこちらもちよっとまた考えてまいります。笠岡の例をとられましたが……。

委員長（上野安是君） 他の委員の方、何かございますでしょうか。

委員外議員（三輪順治君） 委員長、まだ発言続きようります。

委員長（上野安是君） 今の件について他の委員の方、何かございますでしょうか。

委員外議員（三輪順治君） 今の件、はいはい。

委員（佐藤 豊君） 私は、今行政サイドの答弁で納得しております。地域住民の中で市の職員もおられます。その方は、そうした日ごろの日常活動の中で職員としていろいろな情報収集もされた中での意見等々も言われる場合もあるでしょうし、地域住民としての地域の課題についてもよく感じる、また見てとれる、やっぱり日常生活での土壌がありますから、そういう意味での発言をしていただければいいと思います。

また、あとパートナーシップとなられた職員も地域住民であります、そういった皆さんの声を集約して、まとめて、そのまた方向性も見出していく。やっぱりそれはそれとしての責務があるというふうに私は思いますので、それに対しての、ボランティアではありませんけれども、そういった報酬的なものが、言葉が合ってるかどうかはわかりませんが、それはあってもいいんじゃないかと。その辺のさび分けは市民も理解できるんじゃないかというふうに私は思います。

委員外議員（三輪順治君） しかれば、ちょっと観点変えます。

報償というのは、どういう性格のもんですか。私の理解するところは、私が例えばある団体に呼ばれてお話をし、講演して、しゃべって、ああよかったな、ええ話じゃったな、まあ悪かったでもいいですよ、これはお礼だからというてお菓子をいただく、まんじゅうをいただくとか、それは相手から私がもらうのが報償というイメージを持っています。ですから、あくまでも報償というのは、みずからがその職員にボランティアじゃという位置づけをして報償を出すんじゃなくて、相手からの気持ちを受け取るのが報償というふうに私は理解しておりますが、今の井原市の要領によりますと、新しく配られた要領でもやはり報償として第9条に月額報償金を支給すると、こうなっています。井原市がその方に報償を出すということ自体が非常に奇異に感じるんです。今日的にはそうなんかもしれないですが、相手からもらうのが通常の社会通念上の理解であるとは私は思うんですが、どうでしょうか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 報酬と報償の捉え方の部分でございますが、報酬については、先ほど申しましたように、地公法の中で適切でないということがもう示されておりました、このことについてはご説明をしたとおりでございます。ただし、報償、いわゆるお礼ですよね、について、これは、説明しますとおり、費用弁償の部分も含めてということのご説明を繰り返しておりますけれども、これに対しては、地公法上も適切であるということをお認めおるということを冒頭でもご説明をさせていただいております。

以上でございます。

委員外議員（三輪順治君） ちょっと目くらましみたいに会うんですが、その答弁ですね。報償というのは、さっきお礼とおっしゃったでしょう。ね。井原市長が職員にお礼をする、その対価としてお礼する、仕事に対し、ボランティアに対してお礼する、それが月額報

償と。私は、せめて実費であれば、例えば自家用車で行ってガソリンを使うと、これ自家用車になってますが、もうその点言いませんが、交通手段、最初公用車になっただけからもう全くおかしいと思うと、自家用車で行く、そして帰ってくる、ガソリン代も使うし、あるいはほかのものも、実費を補填するのは、それは私は当然これはこれでいいと思う。ところが報償という、しかも月額でしょ。月に決まるとして。これいうのは、地公法の24条の4を言いましたように、さっき森下委員が言われたように、併給、兼業であっても給料は1つであると、これはもう公務員の給与の性格を、今さら言うもんでもないんですが、そうであれば、費用弁償、つまり実費をお支払いすると、私はこれのほうがむしろ市民にとってもわかりやすいし、今スタートしたまちづくり協議会を腰を折らずに、どんどんスタートするために、どんな方であれ、市の職員がボランティアとして出られる場合は、井原市はこれを大きな一つのまちづくりの形にしようとしておるのならば、職務としてお与えし、全職員誰でも行けえ、行ってもええと、ただしそれは実費については市のほうで見たるけえのうと、こういう形で整理されたほうがよっぽどすっきりします。こういう報償とかということでやられたら、これはさっき言うたように、区別化といいますか、あの人はお金の対象、そういうことはやっぱりもう分断のもとになるんです。というような私は気がします。お考えとして、報償じゃなくて実費弁償とかというようなことにならないですか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 今のご提案というふうを受けとめさせていただきましたが、業務の、いわゆる活動の時間や、それから量であったり、それから移動の距離であったり、そういったことを全て金額換算にしてその実費を払えというふうなご指摘だろうと思いますが、非常にこれは困難でありますし、ボランティアに対するお礼、謝金という取り扱い上、そういったことは非常にできにくいし、それからそういった事例も承知をしております。

委員外議員（三輪順治君） 先ほどの前の答弁で笠岡の例を出されました。私も笠岡のほうにちょっと聞いてみましたが、笠岡市の場合は職務としてこの業務をきちっと位置づけていらっしゃいます。そして、活動時間帯に例えば2時間割けば、本来業務の時間から2時間を削除して、その時間を当て込んで、例えば2時間土日にやった場合は、次の日か、わかりませんよ、調整して2時間早う帰れとか、そういうことをやられとんです。つまり職務としての性格があるからできるんです。井原市の場合は、職務じゃろうと思うけど、今ボランティアとおっしゃった。ボランティアのまま引っ張って走るからおかしなことになっておるんで、そこを整理してもらえばね。ボランティアだとおっしゃるんだったら、報償費の対象というのは相手からもらうんであってこちらからお礼をするもんじゃないと、性格的に。そこら辺をまだちょっと整理が私は足らん、これは新しいのをもらっておりますが、足らんと思いますよ。公用車でない自家用車を原則とされたのは、これは大変結構です。ただし、

この場合は、公用ですか、例えば事故が起きたらどうなるんですか、それをちょっとお尋ねいたします。事故が起きた場合、どうやって補償するんですか。公務ですか。私務ですか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 万一のそういった活動の際に車で事故を起こした場合、その場合に当市はいわゆる加害者となった場合の賠償の問題が出てきます。そういったことを考慮したときに公用車ということも一つ考えられるということでそういうような考え方もあったわけですけども……。

委員外議員（三輪順治君） 職員の。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 職員の所有する私用車を使うその際には市のほうへ届け出をしていただいて、いわゆる任意保険の加入状況等をしっかり把握して、そういった請求に、賠償請求が発生した場合には、それに耐え得るだけの内容かどうかというあたりをしっかりと見るという部分での届け出をしていただくということにしております。

委員外議員（三輪順治君） たくさん言われましたが、要は公務災害ではないということですね。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） そのとおりでございます。

委員外議員（三輪順治君） ですから、最初から言ったように、公務かボランティアかはっきりしてほしいんですよ。ボランティアならもうずっとボランティアで行ってほしい。報酬という概念もあり得ないと私は思うんです。例えば、統計調査員、長うなりますからやめますが、いろいろ消防団員も含めてあるでしょう。しかし、それぞれ自発的なんです、自主的なんです。この協働のまちづくりのキーパーソンとなるその推進員がこれから円滑にさせていただくためにも、また地域でそれぞれ職員としてかかわっていらっしゃる職員の活動も地域でしっかりさせていただくために、職員の方、一生懸命やられてますので、ひとつ市のほうで、執行部のほうでその方々をどうしてあげればいいのかというのを考えてあげて、私の意見とすれば、時間外ないし振りかえないし実費弁償ないし、やっていただければ、どんどん後押しして協働のまちづくりを進めてもらやあええと思えますよ。それで、その場合に、ちょっとこれはごちゃごちゃになつとる要綱ですけども、整理していただいた後、みんなが気持ちよう地域のまちづくりに参画できるような体制をとっていただきたいというふうに思います。これやっても押し問答になるんでもうやめますが、私が言いたいことの主要な点、わかられたと思いますんで、ひとつさらに勉強を進めていっていただいて市民の方も納得できるような形にやっていただきたいということをお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

委員（鳥越孝太郎君） 先ほどの財政支援のことをお尋ねしましたけれども、もう一度確認したいと思いますが、地区地区それぞれ人口が相当差があります。そうしたその人口差とかというのは考慮されてるんでしょうか。その点、一点、確認いたします。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 先ほど、副市長が申し上げたとおりでございます、今後検討するというところでございます。

委員（佐藤 豊君） 推進員と地元職員とで、推進員の方に6万円、年間6万円という形でのあれですけども、推進員以外の方からちょっとそれはおかしいんじゃないかというふうな意見があったんですか。僕は、別段ないと思うんです。やっぱり推進員は推進員での職務がある程度地域の声を聞く、またそれをまとめるということは大変な職務、仕事、ボランティアという形ではありますが大変な仕事だと思うんで、職員間ではその辺の理解度は進んでいるんじゃないかと私は理解するんですが、その辺の声は、推進員以外の皆さんから声は、ちょっとこれは不公平じゃねえかというような声があるんですか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） そうした声は全くございません。

委員（佐藤 豊君） 私、そういった現状、そここまで出とってと言わん、言う人、言わん人もあるかもわかりませんが、現状でそういった形で職員皆さんが理解しとる中で進んでいって、要はこの推進員というのは、行政ができることは行政、市民ができることは市民という形での協働のまちづくりを進めていこうという中での今回のパートナーシップでの取り組みだったと思っています。それが本当に潤滑に動くためのやっぱり職員はそれなりの責務を持っての今回、今後の取り組みをやっていただかねばならないという思いが私は強く持とるんで、そういった意味で頑張ってくださいためには、それだけのお金もある程度は出してあげてもという、私はそういうふうな思いがあるんで、今後進めてもらいたいというふうに、しっかり進めてもらいたいと思います。

委員（森下金三君） 別段難しいことは、今三輪委員とその話の中で、自家用車を持っていくということで、そのときに自家用車の保険、もちろん任意保険の確認をするというようなことを言われたんですけども、例えば推進員が任意保険のこれじゃあ補償が少ないとかというような基準を設けて、そしたらこの車では使用してはいけないとかという細かいことまでそういうふうに行われるわけですか。その辺をちょっと。自家用車で行って事故が起こったときの話をされたので。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 自家用車のいわゆる対人です、万一被害に遭われた方、加害者になったときにどういうふうにこれをということになりますと、そういったことが出てくるわけでございまして、そういったものに対応できるだけのそういった任意保険に加入してるかどうかという確認で、その金額を今幾らというふうなことはちょっと申し上げられません。

以上です。

委員（森下金三君） ということは、確認をしてこれなら大丈夫だというふうに判断をしたらいいということでございますね。

委員（佐藤 豊君） 成果についてということではちょっと私も載せさせていただいております。先ほど、副市長のほうからは、予算については今後だということでもありますけれども、予算に該当するような提案がこの推進員、各地域から出てるのでしょうか、それだけ教えてください。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） いわゆる地区の協議会が今立ち上がったということで先ほどご報告をさせていただいたとおりでございます。そういった中で、冒頭申しましたように、さまざまな今地域の皆さんの願いや思いがどこにあるのかとか、それから本当にまちづくり、地域を元気にしていくためにどういうふうな手法があるのか、よそを見てみようじゃないかとかというふうな、今そういった部分の活動を重点的に今行っていると思います。そういったものが出て、住民のニーズや、それからあるべき姿、それから皆さんの思い、そういったものを集約しながらこれからその町のデザインを計画という形でさせていただくわけで、具体的に今この地区はこれというふうなものを今の時点で申し上げることはちょっとできないので、ご理解いただきたいと思います。

委員（佐藤 豊君） はい、終わります。

〈なし〉

委員長（上野安是君） その他、本委員会の所管に属する事項で委員の皆様から何かございますでしょうか。

〈なし〉

委員長（上野安是君） 以上で所管事務調査を終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたら発言をお願いいたします。

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして皆様方に一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

委員の皆様方には、終始熱心にご議論いただきました。なおかつ適切なお決定を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。中でもいろいろなご意見、ご提言等もいただきましたが、今後の施策の推進に活かしていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

委員長（上野安是君） 執行部の皆様には大変ご苦労さまでした。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 先ほど、協働の中でお配りをしていただきました資料で

ございますが、この中で、12月を2月の設立予定の部分がございました。これ、12月11日設立、もう昨日終わりましたので、設立ということで訂正をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

委員長（上野安是君）　　ということで、よろしくお願いいたします。

　　ありがとうございました。

〈議会への提案について〉

〈回答案について協議〉

〈決定〉

〈議長あいさつ〉

委員長（上野安是君）　　以上で市民福祉委員会を閉会いたします。

　　お疲れさまでした。

議会への提案についての協議結果

番号	回収場所	記入日	内 容
1	市役所 1階	24.10.5	今年5月の市民の声を聴く会で質問した井原町内のゴミの問題について議会の回答は避けたとわずか一文のみの記載で質問者として到底納得できません。他の地区では衛生的な環境を守るためゴミステーションによるごみの管理を徹底していますが井原町内のごみの収集の在り方は景観を損ねるだけでなく同じ市民として不公平だと思います。各自治会によってちがうと思いますがゴミの集積場を設置する土地を借りる為毎年使用料を払っている自治会も有ると聞いています。同じ市民税を払っているのは許されません。もう一度検討して解答を下さい。

回答(案)

この度は、井原市議会へご提案いただきありがとうございます。

〇〇様からいただきましたご提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

集積所の設置につきましては、自治会等の団体が設置することになっており、また、管理についても自治会等が行っています。

地域によっては、設置できるだけの土地の確保が困難であったり、設置することによって交通の妨げになるなど適地がなく、設置ができない実情もありますので、ご理解願います。

なお、自治会等の団体に協議していただき集積所を設置することになれば、井原市ごみ集積所施設整備補助金交付要綱に基づき補助金が交付されます。補助金の額は、当該施設の整備に要する経費（用地費を除く）の3分の2以内で、世帯数が概ね10戸以上30戸未満で200,000円、世帯数が30戸以上50戸未満250,000円、世帯数が50戸以上300,000円で、1,000円未満の端数は切り捨てとなっています。

集積所の設置に関する詳しいことは環境課（62-9515）へお問い合わせください。